

国住指第3396号  
令和2年12月25日

各都道府県  
建築行政主務部長 御中

国土交通省住宅局建築指導課長  
(公 印 省 略)

一級建築士の免許の申請の「実務経歴証明書」の円滑な発出について

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

建築士法の一部を改正する法律（平成30年法律第93号。以下「改正法」という。）は、令和2年3月1日から施行されました。

令和2年3月2日付国住指第4014号で通知した通り、改正法では、建築士試験を受験する際の要件となっていた実務の経験について、免許登録の際の要件としております。また、免許の申請に必要な書類として、実務の経験を記載した書類（以下「実務経歴書」という。）及び使用者等が当該実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類（以下「実務経歴証明書」という。）の提出を求めることとしております。

本日、一級建築士試験「設計製図の試験」の合格者を決定しましたので、今後改正法に基づき当該合格者が免許の申請を行うこととなります。

二級・木造建築士制度を所管する都道府県におかれましても、下記の通りご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

改正法に基づく「実務経歴証明書」は、建築実務を行った建築士事務所等の勤務先（過去所属していたものを含む。）に対し発行を求める必要があります。

そのため、別添1のとおり、関係団体に対し、今後、証明書の発行の依頼があった場合には、円滑に対応いただくよう通知しております。

また、別添2のとおり、免許の申請において、実務経歴証明書により申請者の実務経歴書の内容の真正性を確認することとしておりますが、改正法の施行前の一級建築士試験を受験した者は、やむを得ない場合には、過去の一級建築士試験の受験申込の段階で中央指定試験機関により実務経歴が既に確認されていることを鑑み、過去の受験票の提出等により実務の経験の審査を柔軟に行うようお願いしております。これを踏まえ、二級建築士及び木造建築士の免許の申請においても、同様の対応をいただきますようお願い申し上げます。

国住指第 3 3 9 5 号  
令和 2 年 12 月 25 日

各建築士関係団体等の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長  
(公 印 省 略)

一級建築士の免許の申請の「実務経歴証明書」の円滑な発出について

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

建築士法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 93 号。以下「改正法」という。）は、令和 2 年 3 月 1 日から施行されました。

令和 2 年 3 月 2 日付国住指第 4013 号で通知した通り、改正法では、建築士試験を受験する際の要件となっていた実務の経験について、免許登録の際の要件としております。また、免許の申請に必要な書類として、実務の経験を記載した書類（以下「実務経歴書」という。）及び使用者等が当該実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類（以下「実務経歴証明書」という。）の提出を求めることとしております。

本日、一級建築士試験「設計製図の試験」の合格者を決定しましたので、今後改正法に基づき当該合格者が免許の申請を行うこととなります。

貴団体におかれましては、下記の通り貴団体所属の事業者及び建築士に周知していただきますようお願いいたします。

#### 記

一級建築士の免許の申請に必要な「実務経歴証明書」は、一級建築士試験の合格者から建築実務を行った建築士事務所等の勤務先（過去所属していたものを含む。以下同じ。）に対し発行を求める必要があります。

今後、一級建築士試験の合格者から、各勤務先へ証明書の発行の依頼が想定されますので、証明書の発行に円滑に対応いただきますようお願いいたします。また、そのためにも今後関係する資料等の保存についてもご留意いただきますようお願いいたします。

また、二級建築士試験及び木造建築士試験についても、同様の対応をお願いいたします。

国住指第 3 3 9 7 号  
令和 2 年 12 月 25 日

中央指定登録機関  
公益社団法人 日本建築士会連合会  
会 長 近角 眞一 殿

国土交通省住宅局建築指導課長  
(公 印 省 略)

### 一級建築士の免許の円滑な登録について

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

建築士法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 93 号。以下「改正法」という。）は、令和 2 年 3 月 1 日から施行されました。

令和 2 年 3 月 2 日付国住指第 4013 号で通知した通り、改正法では、建築士試験を受験する際の要件となっていた実務の経験について、免許登録の際の要件としております。また、免許の申請に必要な書類として、実務の経験を記載した書類（以下「実務経歴書」という。）及び使用者等が当該実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類（以下「実務経歴証明書」という。）の提出を求めることとしております。

本日、一級建築士試験「設計製図の試験」の合格者を決定し、今後改正法に基づき当該合格者が免許の申請を行うこととなります。

貴団体におかれましては、下記の通り貴団体所属の事業者及び建築士に周知していただきますようお願いいたします。

### 記

改正法に基づく「実務経歴証明書」は、建築実務を行った建築士事務所等の勤務先（過去所属していたものを含む。）に対し発行を求める必要があります。

そのため、別添 1 のとおり、関係団体に対し、今後、証明書の発行の依頼があった場合には、円滑に対応いただくよう通知しておりますので、貴会においても中央指定登録機関として適切に周知をお願いします。

なお、免許の申請において、実務経歴証明書により申請者の実務経歴書の内容の真正性を確認することとしておりますが、改正法の施行前の一級建築士試験を受験した者は、やむを得ない場合には、過去の一級建築士試験の受験申込の段階で中央指定試験機関により実務経歴が既に確認されていることを鑑み、過去の受験票の提出等により実務の経験の審査を柔軟に行うようお願いいたします。また、二級建築士及び木造建築士の免許の申請においても、同様の対応を別添 2 のとおり都道府県をお願いしておりますのでご留意ください。